基準１５　電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準

第１　発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に係る消火設備の取扱いについては、次に定めるところによる。

１　令第１３条第１項の表の上欄の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が含まれる。ただし、次に掲げるものを除く。

⑴　配電盤又は分電盤

⑵　電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

⑶　電気設備のうち、容量（同一の場所に２以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）が２０ｋＶＡ未満のもの

２　令第１３条第１項の表の上欄の「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」（以下この基準において「電気設備」という。）が設置されている部分の「床面積」とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離５ｍの線で囲まれた部分の面積（同一の場所に２以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいう。ただし、不燃材料の壁、天井若しくは床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画された部分に設置されている場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。

３　令第１３条第１項の表の上欄の「その他多量の火気を使用する部分」には、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等で、最大消費熱量（最大入力）の合計が３５０ｋW以上のものが設置されている場所が含まれる。

４　令第１３条第１項の表の上欄の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分の「床面積」とは、第１、第２項の規定の例により算定した面積をいう。

第２　特例適用の運用基準

令第３２条の規定を適用する場合の基準については、次に定めるところによる。

１　次に該当する電気設備が設置されている部分に、適応する大型消火器を設置したときは、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。

⑴　密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が１５，０００ｋＶＡ未満のもの。ただし、この場合において、封じきり方式とは、溶接により外部と完全に遮断し、冷却又は絶縁のための油類の補給等、維持管理の必要がなく、また、不可能な構造をいい、ボルト締め等によるものは含まれないものとする。

⑵　１，０００ｋＶＡ未満の容量の電気設備

⑶　「自家発電設備の基準」（昭和４８年消防庁告示第１号）、「蓄電池設備の基準」（昭和４８年消防庁告示第２号）又は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和５０年消防庁告示

第７号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

⑷　密封方式のＯＦケーブル油槽

⑸　発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

２　電気設備が設けられている場所が、次の第１号及び第２号に該当し、かつ、電気設備が第３号に該当する場合には、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）、ハロゲン化物消火設備（ハロン１２１１、ハロン１３０１及びハロン２４０２に限る。）又は粉末消火設備は、全域放出方式又は局所放出方式としないことができる。

⑴　特定主要構造部を耐火構造とした専用の建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

⑵　前号の建築物の開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものを設けたものであること。

⑶　電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

３　発電所の電気設備が設置されている部分に、次により水噴霧消火設備を設置した場合は、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。

⑴　噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面積を包含するように設けること。

⑵　高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、第１５－１表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、同表の右欄に掲げる離隔距離以上であること。

第１５－１表

公称対地電圧（kV）	離隔距離（cm）
６６以下	７０
７７以下	８０
１１０以下	１１０
１５４以下	１５０
１８７以下	１８０
２２０以下	２１０
２７５以下	２６０

⑶　水源の水量及び噴霧ヘッドの性能は、次によること。

ア　噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置される全ての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第１４条第１号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が０．３５ＭＰａ以上で、かつ、防護面積１㎡につき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分には6ℓ、その他の部分は、１０ℓで計算した量以上の量で、有効に放射できるものであること。

イ　水源の水量は、アに定める条件で全ての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、２０分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。

⑷　制御弁及びストレーナを、次により設けること。

ア　制御弁及びストレーナは、放射区域ごとに設けること。

イ　制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが０．８m以上１．５m以下であること。

ウ　制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

⑸　配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。

⑹　配管及びその支持物の非充電露出部は、有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を１０Ω以下とすること。

⑺　排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。

⑻　加圧送水装置は、規則第１６条第３項第３号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して第３号の基準を満足する場合は、この限りではない。

⑼　呼水装置、非常電源及び配管は、規則第１２条第１項第３号の２、第４号及び第６号の規定の例により設けること。

⑽　貯水槽等には、規則第１２条第１項第９号に規定する措置を講じること。